

避難行動要支援者支援プラン作成指針の概要

概要 本指針は、市町村が災害発生時において高齢者や障がい者等の避難行動要支援者等に対して実効性のある支援を適切かつ円滑に行えるよう、基本的な考え方を取りまとめたもの。
平成19年に取りまとめた「市町村における『災害時要援護者支援プラン作成指針』」について、東日本大震災で得られた教訓を踏まえつつ、災害対策基本法の改正や国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」の内容を反映して改訂したもの。

《構成と主な内容》

第1編 基本的な考え方

1 新しい指針の策定の趣旨・目的

- 東日本大震災で得られた教訓を踏まえ平成25年6月に改正された災害対策基本法などを受け、平成19年に取りまとめた全指針を全面改訂
- 本指針等を参考に市町村において、避難行動要支援者支援プランや避難行動要支援者名簿が早期に作成されるよう策定
- 避難所における支援等は別途「避難所運営マニュアル作成指針」等で記載

2 用語の定義

- 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者
- 要配慮者…災害時に限定せず一般に、その自主的な生活及び活動にあたり「特に配慮を要する者」
- 避難支援等関係者…避難支援等の実施に携わる関係者

3 各主体における役割

- 市町村…避難行動要支援者支援を行う実施主体
- 地域住民…発災時は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援、安否確認等を行うことが望ましい
- 避難行動要支援者…発災時、発災後は、自ら支援を受けられるところに連絡を取るなど主体的に行動することも大切

第2編 災害に備えた取組み

1 地域防災計画・全体計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

2(1) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、地域防災計画において避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。(市町村に作成義務)

2(3)(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供する。(市町村に提供義務)

2(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

3 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が中心となって、避難支援等関係者と避難行動要支援者が打ち合わせ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定する。

4 防災意識の醸成

避難行動要支援者の参加による避難誘導の訓練等の実施や、避難行動要支援者本人及び家族を含む地域住民への防災知識の普及を積極的に行う。

5 避難行動支援に係る地域コミュニティづくり

普段から住民間の連帯感を醸成することを促し、避難支援等関係者となる者の拡大に向けた取組を行う。

第3編 災害発生時の取組み

1 避難のための情報伝達

防災無線や緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

2 避難行動要支援者の避難支援

- 発災又は発災の恐れが生じた場合、
- ・平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。
 - ・平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、人命尊重の観点から名簿情報を提供の上、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

3 安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用して安否確認を行う。外部（民間企業、福祉事業者）に、安否確認を委託するときは、災害発生前に協定を結んでおく。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難が完了した後は、支援プラン又は地域防災計画に定めた計画に基づき避難場所から福祉避難所等より適切な処遇が確保できるところへ搬送を行う。